

【論文】

## 島根県における生産森林組合の解散 — 2組合の解散を例として —

江溯武彦  
(島根大学法文学部)

### 摘 要

入会林野近代化法にもとづいて入会権を解消し、その上で生産森林組合を設立した地域が多い。しかし、かような生産森林組合において、森林からの収益が得られないため、多くの組合が解散に到っている。解散後、その森林は、当該地域において設立された認可地縁団体名義で登記される傾向にある。本稿は、島根県内の2つの生産森林組合解散事例に関する報告である。

キーワード：入会権、生産森林組合、認可地縁団体

### まえがき

入会権の一つである共有の性質を有する入会権（以下、共有入会権）は、民法263条に規定を有する特殊な共同所有権である。ここで特殊と称したのは、いずれも、その地方の慣習（入会集団の基本規則）を第一次的法源とするからである。すなわち、入会権でない共有権が専ら個人主義法理にもとづくのに対し、共有入会権は、転出失権の慣習が許容されるなど、一部に個人主義法理に拘束されない特殊性を有する。同条は、入会権の客体について何も規定していないが、その多くは、林野である。

昭和41年に、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（「入会林野近代化法」と略称）が制定され、この法律に従って、全国の入会林野における入会権解消政策が進められてきた。入会権消滅後は、元入会権者らによる生産森林組合等の法人の設立、又は元入会地の個人分割という方法が採られた。この一連の事業を入会林野整備事業と称するが（入会林野近代化法2条2項）、入会権者が受けるこの事業のメリットは次のようなものである。

たとえば、入会地の地券が明治期に当時の入会権者の記名共有名義で交付されたために現在の登記簿にその名義がそのまま残っているという場合、現在の入会権者と共有名義人が一致しない。本来、入会権は、入会地の登記の影響を受けないので<sup>1)</sup>、入会権者らがこれを従前のまま管理し続けるのであれば、そのまま放置していても問題はない。それにもかかわらず多くの場合、入会権者は入会地の登記を過剰に気にしており、その登記名義を現在の入会権者らと一致

<sup>1)</sup> 大判明治36年6月19日民録9輯759頁。

させたいと考えている。ここで、このような入会地について入会林野整備事業の実施が都道府県知事により認可（同法3条）されると、この地域から転出した元入会権者又はその相続人の協力なしに、都道府県知事の嘱託登記（同法14条2項）により、登録免許税の負担なしに（登録免許税法5条9号）、現在の入会権者だけの共有登記を出現させることができる。

これを入会権者らの独力で行なおうとしても、たとえば、元入会権者又はその相続人の行方が不明であるとか、その者らが登記上の共有持分放棄に応じないなどの事情から、通常は困難を極める。これを入会林野整備事業に頼れば、まるで魔法のような効果が得られるわけである。

入会林野整備後、元入会権者らは、旧入会慣習をもって元入会地を管理することはできない。旧来に近い形で集団的にこの土地を管理しようとするれば、共有権者らとその共有持分を現物出資して、生産森林組合（森林組合法93条）又は農業生産法人（農地法2条7項）を設立する以外にない（入会林野近代化法4条3項）。そして、その設立後、法人住民税の負担が待っている。

かかる組合に恒常的に所得があれば問題は少ないが、数十年サイクルの植林事業を主目的とする組織にとっては多くの場合、毎年の収益がゼロということも珍しくなく、仮に伐採木を売却しても、長く続く木材価格低迷のために、思うように収益を得ることができないという場合が非常に多い。会計処理の上では、所得ゼロの法人が毎年上記税負担を借入金や寄付金によって数十年まかない続けることとなる。通常のコトでは考えられない事態である。

ここにきて、収益の乏しさから、法人としての生産森林組合経営が元入会権者にとって過剰負担となり、または株式会社に類似した生産組織としての組織運営の重荷に耐えかねて、組合解散に到る地区が生じている。そして、解散後の林野管理の受け皿となっているのが、地方自治法260の2以下に規定する「認可地縁団体」である。すなわち、組合解散手続に並行して地縁団体を設立し、この団体に市町村長の認可を得たあと（後述のようにこの認可によって同団体名義による林野の登記が可能となる）、林野をこの団体に贈与するのである。この組織に所得がない場合には法人住民税の負担がなく、また、上記のような組織運営に関する重荷が少ない。

ただし、ここで注意しておくべきは、この団体が、林野管理・林業生産を趣旨とする組織として制度設計されたものではないことである。

鳥根県内では、入会林野整備事業を経由して、100近くの生産森林組合が設立された。しかし、その約1割に、組合解散・認可地縁団体への林野贈与、という事態を生じているという。これは、鳥根県特有の現象ではなく、全国的な流れといわざるをえない。

本稿は、比較的円滑に改組に成功した地区2件を選び、以下の点を明かにして、改組成功の要件を明かにすると同時に、一般論としての問題点を考察しようとするものである。

- ① かつての入会慣習及び入会林野管理
- ② 生産森林組合設立の実質的な目的
- ③ 組合解散に到った事情
- ④ 改組を可能とした個別的事情

## 1 松江市新庄町内会

### (1) 松江市新庄町の概況と地下山

松江市新庄町は、松江市街から約7キロ東西、中海に接する地区である。松江市街への通勤圏ながら外来世帯はごくわずかで、なお農村としての景観を保っている。

藩政期には60戸ほどの集落であったが、現在は、70数戸を擁する。藩政期から明治初期にかけて、この地域の新庄村は、他の8か村とともに島根郡を形成し、字大内原北平に3筆、字宮内に2筆、合計約66haの村持山を有していた。この山林を、地元では、地下山と称している。この山林については、おそらくは、古くから村びとの日常生活に必要な燃料や生産資源の供給地として、村びとにより入会利用が行なわれてきたと思われる。

明治に入り、地租改正時に、この新庄村持地について村あてに地券が交付されたものと推測される。

### (2) 明治22年・町村制以後の地下山

明治22年・町村制に際し、新庄村と上記8か村が合併して、公共団体としての(新)本庄村が成立した。それまでの新庄村域は、この本庄村の行政区画たる大字となったが(ただし、現在は大字の名称は使われておらず、「新庄町」と称されている)、旧新庄村持財産はその影響を受けることなく、従前通り、旧新庄村の住民の入会地としての利用が継続した。

この明治22年に、地券制度が廃され、土地台帳規則にもとづいて、(旧)土地台帳制度が開始する。しかし、旧新庄村持入会地については、これ以降も土地台帳は作成されていなかったもようので、大正6年に初めて土地台帳が設けられ、保存登録が行なわれた(後述)。

その後、明治31年明治民法施行に伴い、この土地は、住民の共有の性質を有する入会権(民法263条)の客体となったとあってよいだろう。

### (3) 部落有林野統一

大正期に入り、この旧新庄村持入会地がいわゆる部落有林野統一<sup>2)</sup>の候補となり、旧新庄村の住民は、本庄村から寄附を勧奨されている。結果からいえば、新庄住民はこれに応じているのだが、この時の事情——たとえば住民による根強い抵抗が示されたのか、それとも、何らかの見返りが本庄村から示されたためにあまり抵抗がなかったのか——は、よくわからない。旧土地台帳の上では、大正3年3月25日に、これら地下山が本庄村有へと編入されるに到っている。それから約6年後の大正9年に、公有林野官行造林法が制定された。ことによると、この法律制定を見越した官行造林誘致の目的が本庄村にあり、同村がそれを示唆して部落有林野統一を勧奨したようにも思える。というのは、統一協定として、官行造林事業終了後は林地を新庄に返還するとの合意が(おそらくは統一の後に)あったからである。ただ、上記の統一年月日が

<sup>2)</sup> 部落有林野統一事業に関しては、矢野達雄「愛媛県における公有林野政策の展開——部落有林野統一を中心として」愛媛法学会雑誌8巻2号(1982年)89頁から90頁にかけて詳しい。

正しいとしたら、6年も前に公有林野官行造林法の制定を本庄村幹部が知っていたことになり、上記の私の推測は行き過ぎかもしれない。いずれにしても、この部落有林野統一は、上記統一協定の存在を考えると謎が残るところである。

ただ、官行造林事業がこの土地の上で行なわれていることは事実なので、上記協定を伴うこの部落有林野統一とこの造林事業の間には、何らかの関係があったことはまちがいなからう。ともあれ、公有林野官行造林法にもとづく植林は、市町村等の公共団体の所有地でなければならぬ<sup>3)</sup>。この地における部落有林野統一については、官行造林誘致と関連して、将来得られる利益を期待の上で、地元の抵抗は強くなかったのではないかと推測される。

前述のように、大正3年2月25日に、この土地が本庄村有財産へと編入された。これにより、統一の対象となった共有入会地は、共有の性質を有しない入会権（民法294条）の客体へと転化したと思われる。ただし、上記統一に関する旧土地台帳上の手続（保存と移転）が執られたのは、これから3年以上経過した後であった。

旧土地台帳の記載を見ると、旧新庄村持入会地については、大正6年11月8日「新庄組中」名義で保存登録され、同日、本庄村あてに寄附を原因として移転登録されている。また、後述の分筆後の登記も同様で、この日に、寄附を原因として、本庄村へ移転登記されている。

旧土地台帳における保存と移転の各登録が同日であることは、これらの土地について地券が交付されたのみで、前述のように旧土地台帳への登載がこれまで行なわれておらず、部落有林野統一を契機として、同台帳編綴が行なわれたことを意味する。すなわちこれらの土地について、行政による何からの扱い（たとえば町村制114条における「町村ノ一部」たる大字新庄の財産としての扱い）があったこともなく、また、他者との間でいずれの取引も行なわれず、もっぱら、村落共同体としての新庄の住民による利用に供されるのみであったことがうかがえる。なお本庄村有地となったこの土地約21haに、官行造林が行なわれたのは、大正12年であった。上記統一協定は、この時に取り交わされたものであろう。

新庄における地下山は、入会地、野山、官行造林地の3種類に分けられていた。入会地とは、採薪等のために自由に立ち入りが認められていた山林である。昭和40年代には、まだ薪を燃料として使用するかまどを持つ世帯があり、採薪のための入会地利用は行なわれていたようである。野山という土地がいかなる利用に供されていたのか、現在ではよくわかっていないが、何らかの理由で、留山利用が行なわれていた可能性がある。ここで重要なことは、地元住民が官行造林地もまた地下山の一種として認識していたことである。すなわち、部落有林野統一事業は、新庄住民にとっては形式的なものにすぎず、本庄村への寄附をした官行造林地すらも、この寄附は単なる形式に留まる——単に自らがこの土地に限って留山措置を執っているだけで、実質的には地下山の一種として扱われていた、ということである。

なお、この間、上記官行造林が実施された当時、この土地は旧土地台帳上の登録のみであり、

<sup>3)</sup> 公有林野官行造林法1条。ただし、昭和31年法律第13号による改正で、同法の名称は「公有林野等官行造林法」となり、官行造林の対象が一定の私有地（市町村ノ住民又ハ市町村内ノ一定ノ区域ニ住所ヲ有スル者ガ旧来ノ慣行ニ依リ共同利用ニ供スル森林又ハ原野）にまで拡大された。

保存登記されていなかった。そのために、国はこの造林にあたっての土地の使用権につき登記を取得していない。ただ、公有林野官行造林法3条は国と公共団体の契約存続期間中において国が地上権を有することを法定しているため、一種の法定地上権として国が登記にもとづかない対抗力を有しているとの解釈が可能だろう。そのために、かかる国の地上権が未登記であることにつき、行政実務上、問題視されなかったのではないかと推測される。

#### (4) 松江市への合併と官行造林地払下げ

本庄村は、昭和30年に松江市に合併される。かつ、その直後に官行造林地において伐採が行なわれ、収益の半分を国が取得したほか、統一協定にもとづき、松江市が10%、地元新庄町住民が40%を取得している。この新庄住民の伐採収益金配分割合の大きさが、①この地の部落有林野統一事業が何らかの形で官行造林事業と関係を有していたこと、②同事業により新庄住民らが対象となった土地について無権利となったわけではないこと、の証左である。

ところで、この昭和30年に、部落有林野統一の対象となった土地の一部が、地元新庄住民に「払下」の名目で返還されている。このうちの一部について、旧土地台帳と登記の記載を述べておきたい。

字大内原北平1410番の2は、旧土地台帳上、大正6年11月8日に「新庄組中」から寄附を原因として「本庄村」へ移転登録されている。さらに旧土地台帳上、この土地が昭和30年5月7日に分筆され、そのうちの一筆・1410番25が、同年5月19日に、新庄住民11名に対して払い下げられている。この分筆に伴い、その翌日に、表題部改製として1410番25の登記簿表題部作成の上で甲区が編綴され、本庄村から新庄住民11名あてに5月5日払下を原因として移転登記されている（なお、この甲区における本庄村の所有権取得原因は大正3年2月25日寄附となっている）。

すなわち、本庄村が大正3年に部落有林野統一によって旧新庄村持入会地の所有権を取得し、この本庄村の地位を承継した松江市は、この土地の一部を分筆して地元住民に所有権を返還した（住民らはこの土地につき11名の代表者を選出して登記名義人とした）、ということである。この分筆は、はたして何を意味しているのだろうか。

この問題は、昭和30年に本庄村が松江市に合併されたところにある。大正3年における旧新庄村持財産の本庄村への統一に際し、同村と新庄住民との間の統一協定の趣旨（上記①②）は、松江市に引き継がれなかったのではないか。このようなケースは、市町村の非対等合併の際によく生ずる。

すなわち、規模の大きい市がより規模の小さい村を吸収するに際し、村がかつて実施した部落有林野統一の際の事情を市が結果として無視してしまう事態が発生するのである。たとえば、ある村が隣接市への吸収合併を控え、かつて部落有林野統一を強行に進める見返りとして地元民の対象地利用利益を奪わないように配慮し、その結果、法解釈としては、地元民が共有の性質を有しない入会権を留保して統一に応じたと解されることは珍しくない。それにもかかわらず、その事情を知らない当該市の管財部局担当者が、部落有林野統一と共有の性質を有しない入会権の関係に関する知識を有しないまま、この土地を何の負担制限のない村有財産と誤信し、

当該合併前に、同村が実施しようとした地元住民への同土地返却を阻止した疑いがあるケースが存する<sup>4)</sup>。

おそらく、昭和30年・本庄村の松江市への合併に際し、前述のように、大正3年部落有林野統一の趣旨は引き継がれなかったのではないか。そのために、松江市は、当初の協定通りの全面的な土地の返還に難色を示し、新庄住民との間で対立を生じたのではないか。この旧官行造林地の分筆譲渡は、市と住民間の妥協の結果ではないかと思われる。

#### (5) 入会慣習

後述のように、この新庄入会地について、昭和53年に入会林野整備事業が実施されるが、ここで、この事業以前の地域の規範（入会慣習）について述べておきたい。

新庄の入会権者は、外部へ転出した場合、地下山に関する権利を喪失する。戦前に外地へ転出した者1名が戦後になって帰村したが、この者について復権が認められている。したがって、帰村復権の慣習が成立していると考えてよい。昭和50年頃、15haの土地に植林が行なわれ、以降、年に1日の手入れ作業が全入会権者の出役によって行なわれている。不参加者は、3000円の出不足金を徴収されていた。入会権者各自の権利（持分）の意識は明確であるものの、入会集団内外を問わず、各自の権利を他者に譲渡することは認められていない。これまで、地下山の大規模な処分の例はないが、処分にあたっての全員一致原則は意識されているようである。地下山の収益が各入会権者に配分された例はなく、すべて、地域の共益費に充てられていた。

#### (6) 入会林野整備事業

昭和51年に、島根県より、新庄町における入会集団あてに、入会林野整備事業の打診があった。おそらくは、県がこの事業を勧奨したものと思われる。

当時、入会権者らにおいて、林業生産による収益獲得の予測があり（この頃木材価格は上昇基調にあり、とりわけ昭和47年から49年にかけての価格上昇が著しい）、この事業にもとづいて法人としての生産森林組合を設立してもその組織運営が収益により可能であること、当時、代表者11名名義となっていた地下山の登記につき、地元の地名を冠した法人名が実現できれば、この登記でより実体が反映しうることの利点に着目し、新庄における入会集団は、この事業に着手したものである。

昭和53年に、島根県知事は、この土地が民法263条に定める共有の性質を有する入会権の客体たることを確認し、入会林野整備事業を認可した。認可後の組合員数は71、所有山林面積46ha（このうち人工造林地は整備前に植林された15ha）となっている。

#### (7) 組合解散 ～ 認可地縁団体へ

その後、木材価格の低下が続いた。このために、組合は間伐収入を得ることができず、その他、これといった収益がない一方で、法人住民税（均等割）81000円が賦課され、その他に毎年

<sup>4)</sup> 江渕武彦「東北山村における村有地入会権訴訟と当事者適格」島大法学51巻3・4号（2008年）1頁以下。

県に提出する会計書類作成費用（税理士報酬）、役員交替の際の法人登記手続等の支出が必要であった。その費用ねん出のため、各組合員から寄附を名目とする拠出金を集めなければならず、はたして何のための生産森林組合設立であったのか、という疑問が新庄生産森林組合を懊悩させることとなった。そのため、組合は、この地区の住民組織をもって地方自治法260条の2・1項の「地縁による団体」とし、松江市長の認可を得て、同条項に定める権利主体性にもとづいて組合所有山林を同団体名義へと移す計画を立案した。平成20年7月にこの計画が実行に移され、これ以降、この計画の中心たる生産森林組合の役員は、十数回にわたって市役所を訪問した（最も苦勞したのは、地縁団体規約づくりであった）という。

平成24年に、地縁団体・新庄町内会としての市長の認可が得られたので、これ以降、同町内会名義で不動産資産の登記が可能となった。そこで、登記原因を贈与として、同山林につき新庄町内会への移転登記が行われた。その後、新庄生産森林組合は解散した。この（名目）贈与にもとづき、新庄町内会に不動産取得税（10数万円）が課せられている。なお、この地縁団体の時代に入って、固定資産税が減額されたという。また、生産森林組合時代に義務付けられていた会計書類の県への提出義務がなくなった（現在の地縁団体方式においてはかような書類の提出の必要はない）。そのために、税理士への報酬も節約できることとなった。

このように、生産森林組合解散・認可地縁団体設立により、節税等で年間に13万円以上も節約できることとなり、会員に課せられる寄附は、大幅に削減されることとなった。

地下山時代における集団構成員は、慣習上、世帯（主）であった。入会林野整備を経由した後の生産森林組合においては、この慣習と同じ方法を執ることができた。すなわち、組合員資格を新庄地区に在住する世帯主とすることで、事実上、旧来の入会慣習を継承することができたのである。しかし、今日の地縁団体の規約においては、新庄地区在住の個人（世帯主のみならず世帯員全員）を会員とする旨の資格要件を定めている。これによって、実際に乳幼児から高齢者まで、その氏名が会員名簿に登載されているのである。これは、旧来の入会慣習とは異なった扱いである。

地方自治法260条の2・2項3号は、地縁団体の構成員資格をもって「その区域に住所を有するすべての個人」と定める。新庄町内会の上記扱いは、この規定に従ったものであろう。この点、松江市から資格要件を世帯主ではなく世帯員まで含めるよう強い指導があったものでもないようだが、新庄町内会規約案を作成する過程で、おそらくは、地元の地縁団体設立発起人と松江市との協議の場でそのように決まったのであろう。

ただ、新庄町内会規約は、構成員資格要件としてそのように定めつつも、年一回開催される総会において、世帯員が世帯主へ委任状を託することを認め、これによって、世帯員が出席したとみなしている。この方法で、事実上、世帯主のみによる総会が成立しているのである。

## 2 安来市鳥木町内会

### (1) 安来市鳥木町の概況と入会地

安来市鳥木町所在の鳥木集落は、JR山陰線安来駅から4キロほど南下した地域にある農村で、

外来世帯1戸を含む22世帯から成る。この外来者はもとより農家として転入した者ではなく、また、旧来の世帯のうち16世帯は兼業ながら農業をなお営み、残りは離農している。入会地たる山林のほか、自力造林にもとづく個人有林を所有している者も少なくない。

## (2) 入会地の沿革

明治22年以前、この地区には24世帯からなる鳥木村があり、山林約16haが村持財産として管理され、日常生活に必要な燃料等の採取のため、村びとによって入会利用が行なわれていた。明治22年町村制に際して、この鳥木村ほか4か町村が合併して大塚村となり、これまでの鳥木村の地域は、新大塚村における行政区画たる大字となった。旧鳥木村持山林は、この時点では鳥木村の新村への合併の影響を受けず、旧来の24名の入会地としての支配が継続した。この山林については、旧土地台帳上、「大字鳥木中」と記載されている。

戦後、大塚村職員の中に、この旧鳥木村持山林が明治22年大塚村成立と同時にこの新村の財産に帰したと誤解する者が生じている。同職員は、大字鳥木におけるこの山林の入会権者らに生産森林組合の設立(昭和28年)を促し、しかるのち、大塚村が同組合に対して地上権を設定するという施策を執った。以下は、この地上権設定契約の主たる内容である。

- ① 地上権の目的は、用材林・薪炭林育成、飼料・肥料用草木採取とする。
- ② 地上権存続期間は、60年とする。
- ③ 地代は、昭和39年まで無償とし、その後は固定資産税額を基準とする。

この施策によって組織された生産森林組合のために、地上権登記が行なわれることはなかった。かかる地上権設定契約は、これまでの鳥木における入会権者の既存の地位を実質的に維持しようとする目的にもとづくものと思われる。

念のため記述しておくが、入会林野近代化法が制定されたのは周知の通り昭和41年であり、上記生産森林組合設立時には、いまだ同法は存在しない。したがってこの生産森林組合は、入会林野整備事業を経由して設立されたものでないことはいうまでもない。そもそも同職員は、共有の性質を有する入会権の規定(民法263条・294条)に関する知識を持ち合わせていなかったと推測され、大塚村が鳥木村を合併吸収したため、旧鳥木村持山林は、何らの処分をとまなうことなく大塚村の(公有)財産に帰したと誤解したようである。そして昭和29年に、大塚村は、他の5か町村と合併し、これによって安来市が誕生する。

この大塚村職員は、かように入会権について知識を有しないものの、大塚村有に帰した(と同職員が考える)山林につき鳥木集落の人びとの管理が継続している事実を重視したようである。同職員は、昭和29町村合併を控え、新・安来市が鳥木入会権者による山林管理をもって無権原者による村有財産の恣意的な管理利用と解釈し、この事実を不適切として鳥木集落の人びとの利益を害する措置を執ることを恐れたのではないか。そのために、この職員は、鳥木集落の人びとに地上権を取得させてその利益を守ろうとし、その受け皿として、この人びとの組織化=生産森林組合設立を促したのではないだろうか。この職員は鳥木の人ではなかったが、鳥木地区における山林管理のための入会慣習を熟知していたために、この慣習に民法263条・294条が法的効力を付与していることを知らないまま、かような施策を執ったと推測されるのであ

る。

おそらく、同職員のかような誤解に影響を受けたのであろう。鳥木における入会権者の人びとは、旧鳥木村持山林については自らが所有権を有しないものの地上立木について権利を有するとの意識のもとに、この山林を「官林」と呼び、生産森林組合という形式を得て、旧村時代と変わりなく、共同体的な山林支配を続けたのである。ただ、書類作成などの組合の事務については、上記職員が事実上代行を引き受けていた。おそらく、自己が鳥木の人びとに生産森林組合の設立を促したいきさつから、責任を全うするつもりであったのだろう。そして、この職員の定年退職により、組合の事務を執る者がいなくなってこれが滞るようになる。これが原因で、鳥木の人びとは組合の解散を模索するようになったのである。

鳥木生産森林組合の法形式は文字通りの形式に終始し、その実体は、鳥木入会集団そのものであった。このような形骸化した組合の現状を安来市当局もそのようなものとして受け止めていたようで、市は、法人住民税を賦課していない。ただし県民税は、鳥根県より賦課されている。

平成12年頃、安来市において広域農道が建設されることとなったところ、その敷地として、国が鳥木入会地の一部を必要とする事態となった。前述のように、大塚村は、昭和29年に他町村とともに安来市となったため、鳥木の入会権者らは、「官林」の地盤所有権が安来市に承継されたものと認識していた。この点について、安来市と入会権者らが協議し、敷地予定部分につき生産森林組合が市から「所有権」の贈与を受け、改めて同組合が国にこの部分の土地所有権を売り渡すに到った。

### (3) 集会所の建設と地縁団体の設立

これまで、鳥木集落においては、集会所がなかったため、生産森林組合総会などの会合は、各世帯持ち回りで、各家で行なわれていた。近年、この方式は担当世帯の負担が大きいと理由で、集会所設置を必要とする声が住民の中から生じた。そこで、前述の入会地処分代金を建設費として、同集会所を建設するに到った。さらに、その登記を代表者等の個人名義とする方法を避けることを目的に、この地区に地方自治法260条の2以下に定める地縁団体を設立して市長の認可を受け、この団体名義で集会所の土地建物の登記をすることとなった。これによって、生産森林組合の解散が現実的となってきたのである。すなわち、法形式上、鳥木生産森林組合所有地を新たに設立した認可地縁団体へ無償で譲渡してこの団体名義で登記し、その後、組合を解散して清算に到るという方策を執ろうというのである。

### (4) 生産森林組合解散と地縁団体設立

この間、鳥木入会地は未登記で、登記簿表題部所有者欄には、旧土地台帳に記載されていた「大字鳥木中」の記載が転記されていたところ、平成15年8月12日、「所有者錯誤」を原因とし、所有者を甲野太郎外23名（甲野の住所は安来市鳥木町〈略〉番地）として更正登記が、さらに、平成15年8月20日に、この24名の記名共有名義により保存登記が行なわれ、次いで、その全員の共有持分が平成15年8月19日現物出資を原因として、大塚村鳥木生産森林組合へ移転登記さ

れている。その後、平成21年6月1日に、同年5月25日寄附を原因として、認可地縁団体たる鳥木町町内会へ移転登記されている。

上記平成に入ってからの一連の登記手続について、触れておきたい。まず、平成15年8月12日に行なわれた登記簿表題部所有者欄における更正登記については、登記官がよくこのような登記申請を受理したと、大げさにいえば驚きの印象を禁じえない。

通常、かような所有者欄の表示については、登記官はこれを財産区と理解する傾向にあると思われる。というのは、村落集団としての鳥木集落は法人格を有しないからである。法人格を有しなければ財産所有能力を有しない。したがって、表題部所有者欄における「大字鳥木中」の記載は、(旧)財産区としての法人格を意味している——これが、登記官の耳になじみやすい解釈である。

村落が入会集団である場合、当該集団に法主体性がまったくないと解することは誤りである。入会権の客体たる旧村持財産については、近代以前においては村が法主体性を有していたことは法制史の専門家の指摘するところであり<sup>5)</sup>、とりわけ民法施行(明治31年)以降、入会権の規定がその263条と294条に置かれた以上、入会集団としての(慣習的な)入会権主体性が法認されていたこととなる。もとより、旧土地台帳における「大字鳥木中」の記載は、明治初年に鳥木村あてに地券が交付された可能性があることを示している。明治22年に、鳥木集落が村としての資格を失ってもその入会地についての入会権主体性は継続し、これが明治31年民法施行により法認されたというべきであろう。したがって、昭和35年・旧土地台帳と登記簿の統合により、登記簿表題部所有者欄に「大字鳥木」と記載されても、これを財産区と解しなければ説明がつかないなどということはない。

一般に登記官は、以上のような推定をするだけの情報を有しない。したがって、これを財産区とする解釈が、前述のように、登記官の耳になじみやすいのである。それにもかかわらず、何故に前記表題部更正登記申請を担当登記官が受理したのだろうか。この謎は、更正登記申請を代行した人物が、じつは登記に詳しい安来市職員であった事実によって解ける。

財産区は、明治22年・町村制の114条における「町村内ノ一部」を沿革とした、現行地方自治法294条以下に規定される特別地方公共団体であり、当該財産区の地域を管轄する市町村長が当該財産区財産管理者としての権限を有する。その市の職員が登記官に対して、鳥木入会地につき、この財産が財産区財産ではなく、大字鳥木在住の住民24名の共有物である旨の説明をすれば、登記官はこの説明は財産区財産管理者自身によるとの判断することが許されよう。

鳥木入会地の沿革を考えれば、それは、鳥木集落在住の住民24名の一種の共有物にほかならない。旧土地台帳及び登記簿表題部所有者欄における「大字鳥木中」の記載は、これを意味する。その意味において、この記載は誤りではない。ただ、土地の保存登記は、その土地の登記簿表題部所有者欄に記載された者又はその相続人でなければできないから(不動産登記法74条1項1号、平成15年当時は100条1項1号)、前述の安来市職員は、大字名によるこの記載を錯

<sup>5)</sup> 中田薫「徳川時代に於ける村の人格」『法制史論集第二巻』(1938年、岩波書店)963頁。同「明治初年に於ける村の人格」同著99頁。

誤によるものとし、「所有者錯誤」を原因として鳥木集落の住民24名名義に更正した上で、この24名による保存登記という方法を選択した。これが、通常は受理が難しい更正登記が受理されたことの真相であろう。

以上、大塚村職員による生産森林組合設立の指導、及び近年の市職員による鳥木入会権者24名による保存登記実現のための協力は、地元行政が（行政側にもまた現地にも若干の誤解があったものの）、これらの土地が鳥木集落住民らによる管理下にあること、その入会慣習を認識していたことの証左であろう。

### 3 認可地縁団体方式に関する若干の問題点

#### (1) 地方自治法上の「地縁による団体」

これまで見た通り、島根県松江市における新庄地区及び安来市における鳥木地区においては、各地区を範囲とする「地縁による団体」が各市長の認可を受け、認可地縁団体となった。そして、新庄地区における元入会林野及び鳥木地区における入会林野が、それぞれ認可地縁団体の財産として登記されるに到っている。ここで、この点について、法解釈論及び法社会学的見地から検討しておきたい。まず、「地縁による団体」について、若干の説明をしておきたい。

平成3年、地方自治法中に、「地縁による団体」の制度が新設された（260条の2から同38—以下、この規定を単に「法」と呼ぶ）。全国に亘って多く存在している町内会・自治会といった住民組織は、集会所等の不動産資産を所有していることが多いが、法人格を有しないために、その団体名義で当該資産の登記をすることができないという問題があった。この制度新設は、それを解決して団体名義での登記を可能とするための法改正であった。この規定の中で、地縁団体を公共団体及びその他の行政組織の一部を意味するものと解釈してはならないと規定されている（法260条の2・6項）。このことは（地方自治法が公法の典型ながら）、地縁団体が私的組織として位置付けられていることを意味する。かつて民法を始めとする法人法制は、法人法定主義の下、営利法人たる会社を別として、その設立にあたっては行政的な規制により制限する傾向にあった<sup>6)</sup>。このことが、社会の中で多く法人格のない社団の問題を生じた。それは、かかる社団が不動産資産を所有するという実体が当該不動産の登記に反映されないという問題である<sup>7)</sup>。この問題解決のため、法人法制は、非法人に対して登記能力を付与するという方向ではなく、全体としては、法人設立を容易にする方向で動いている<sup>8)</sup>。私には、平成3年における法260条の2以下の規定の新設も、その一環であったように思える<sup>9)</sup>。

#### (2) 認可地縁団体と入会集団

ここで、新庄地区及び鳥木地区を中心として、認可地縁団体名義による旧入会林野・現入会

<sup>6)</sup> 平成16年改正以前の民法34条は、公益法人の設立にあたっては主務官庁の裁量権を前提としたその許可が必要であるとしていた。

<sup>7)</sup> 昭和22年2月18日民事甲第141号民事局長回答・登記関係先例集上（1955年、テイハン）768頁。

<sup>8)</sup> 平成13年中間法人法制定、平成18年の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の制定による。

林野の登記の位置付けを検討しよう。その前提として、入会地が認可地縁団体資産たりうるかどうか、言い換えれば、入会集団が地縁団体として認可を受けうるかどうか、について考察しておきたい。この問題につき地方自治法を所轄する当時の自治省は、農林水産省との間で、認可地縁団体の活動には「営利を目的とした活動、農林水産業に関する活動及び森林の経営・管理・保全又は入会林野〈以下略〉は含まれない」とする覚書を交わしたという<sup>10)</sup>。この問題につき、新庄地区及び鳥木地区を対象として具体的に検討したい。

新庄地区の場合には、前述のように、入会林野整備事業により（少なくとも法形式上は）、入会権は解消した。したがって、かつての新庄地区の入会林野は認可地縁団体設立当時に入会林野はではなかったということになる。ただ、この地域では、かつての入会権者において、入会林野整備事業により積極的に入会権を解消し林野の経営を改めるというのではなく、むしろ、これまでの集団的林野管理の伝統を守るという意識が強かったといわなければならない。

一方で、鳥木地区の場合には、昭和28年に生産森林組合が設立され、資産たる林野がこの組合の所有物として登記されてはいるが、前述のようにこれは入会林野整備事業を經由しておらず、この地区において入会権解消の総意が成立していない。したがって、鳥木地区の場合には、林野を中心に入会集団が存続し、これが昭和28年に生産森林組合の法形式を取得したというにすぎない。

この両地区を比較してみると、法形式の上では、一方においては入会権が解消、他方では入会権が存続しているというべきではあるものの、法社会学の立場からは、地域の人々が集団的林野管理の伝統を守ろうし、事実、これを守ってきたという点を指摘しなければならない。その意味において、両地区の実質は変わらない。この点に着目する時、認可地縁団体設立とその名義による登記は、この実質がなお継続している（少なくとも両地区の人々はそのように意図している）ことを意味している。この法社会学的事実の前に、法解釈論はいかに展開されるべきなのか。

地方自治法上の認可地縁団体は、いわゆる中間目的にもとづくというべきであり、上記覚書の指摘通り、営利を目的とした活動をすることは許されないだろう<sup>11)</sup>。したがって、上記覚書指摘の通り、営利を目的とした活動はできない。さらに、農林水産業に関する活動、森林経営事業等も不可能とすることは、農事組合法人や生産森林組合との区別という意味から理解しうる。

<sup>9)</sup> ただ、地方自治法260条の2以下において、認可地縁団体を法人とする規定は存在しない。むろん同1項は、この団体につき「その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」とするが、これを「法人とする」と明定しているわけではない。このことは、「地方公共団体は、法人とする」と明定する地方自治法2条1項と対照的である。認可地縁団体について「地縁団体法人」の呼称をよく耳にするが、法人格なき社団も実体上の権利主体性を有するとの説（社団単独所有説）からは、この呼称には違和感を覚える。この説は、同1項をもって法人でない団体に権利主体性を法認した規定と解することになる。

<sup>10)</sup> そのいきさつについては、青島敏「入会集団の『認可地縁団体化』について——山下報告へのコメント」中日本入会林野会報28号（2008年）に詳しい。なお、農水省と自治省の当該協議時に農水省担当者であった松原明紀氏自身の説明は、「村落と環境」9号（2013年）9頁から10頁にかけて記録されている（説明当時の松原氏の地位は林野庁林政部経営課長）。

農水省による自治省への指摘は、ここに意味があったのだろう。

問題となるのは、入会集団が入会林野管理の一環として、入会地たる林野を地縁団体資産とする規約を設け、法260条の2・1項における認可を受けた場合、その認可に瑕疵があるかどうか、という点である。前述の覚書に示されるような所轄行政機関の趣旨からすれば、市町村長によるそのような認可には瑕疵があるということになるのかもしれない。

しかしここで、次の点を指摘しておきたい。すなわち、新庄地区及び鳥木地区の認可地縁団体は、いずれも集会所を資産として所有し、このことを要件の一つとして、各市長の認可を得ているのである。とりわけ鳥木地区の場合には、当初から入会地を地縁団体資産として登記することが目的だったのではなく、集会所の登記を団体名義で登記することが目的であった。この点を、法260条の2以下の規定との関わりにおいて、どのように理解すべきか。この場合、はたして、鳥木町内会の地縁団体としての認可に瑕疵があるというべきだろうか。

入会集団は、多くの場合、明治22年町村制以前には、独立した村であった。そこに存在していた行政の主体たる地位は、町村制により、公共団体たる新・町村に移行したというべきであろうが、一方で、その地域が新・町村下の大字となった後も、住民の生活共同体としてのその性格は従前の通りであったと考えられている<sup>12)</sup>。旧村持財産たる入会地は、この村落共同体としての側面による一種の共有財産である。

ただ、旧来は農村であった上記大字の地域は、都市住宅地へと変貌する可能性を秘める。その際に、全住民が入会権者であった組織が、外来世帯の加入を受け入れ、比較的近代的・社会的な性格の住民団体へ変質する。このような新しい住民団体は、もはや入会集団とはいうことができず、したがって、旧来の入会財産は、この新住民団体の資産と理解することはできない。かような団体が地縁団体としての認可を受けうることは疑いないだろう。すなわち、入会集団は、林業経営体としての性格のほか、新興住宅地における自治会と同様の住民組織としての性格をも併せて保持しており、地域外からの世帯の転入・住民組織への加入により、林業経営体という性格と住民組織という性格が分離するのである。この分離の前に、入会集団たる地域集団が住民組織の側面において地縁団体としての認可を受けることができるのではないか。すなわち、かような分離以前の村落共同体たる入会集団も、上記のような新住民団体と同一の社会的性を将来の可能性として秘めており、そのような集団が集会所を所有するとき、これを入会財産と認識するかどうかはともかく、地縁団体としての認可を受ける要件は整っているというべきであろう。かような入会集団が上記認可を受けるにあたり、その資産として入会林野を掲げることの適不適はともかく、入会集団としての林業経営体としての性格に着目して地縁団体としての認可に瑕疵ありと解することには問題があるように思われる。

<sup>11)</sup> ここでいう営利とは、団体が得た収益の構成員への配当を本質とする概念で、営利団体の典型は、株式会社である。中間目的とは、団体構成員へ収益配当以外の方法による利益提供与を指す。町内会などの団体は、仮に収益を得たとしてもこれを構成員へ配当することはできないが、一方で、社会全体の利益を目的とするわけではないので、公益性もないといわざるをえない。かような非営利・非公益という団体目的が、中間目的である。

<sup>12)</sup> 戒能通孝『入会の研究』(1943年、日本評論社) 285頁。

これまで見てきた2つの生産森林組合解散事例においては、いずれも、解散後に、元入会林野・現入会林野が認可地縁団体の資産として登記されるに到った。法解釈論としては、上記のごとく、林業経営の基礎たる林野が認可地縁団体の資産とされていることについて議論がありうる。ただ、とりわけ鳥木地区の場合、当該林野はなお入会権の客体として理解することが可能であり、入会権は、入会地の所有権登記の影響を受けないとする前述の判例法理を前提に考えれば、単に、鳥木入会集団の資産たる入会地につき認可地縁団体たる鳥木町内会の名義を借用しているにすぎないといえる。さらに、法社会的に視野を広げれば、新庄地区の場合も、入会権解消という法形式を経由してはいるが、その実質は鳥木地区と変わらないともいえるのである。

今後、生産森林組合の経営問題を考える上で、組合解散が望ましいかどうかは、総論的な議論とともに、各地域において個別の事情を考慮して判断しなければならない。そして、後者の見地からするなら、本稿で取り上げた2つの地域においては、いずれも解散後の林野の受け皿として認可地縁団体方式を選択しているが、双方ともある程度の成功事例といってよいだろう。ただ、当該地域が都市住宅地化していない（ほぼ全世帯が元入会権者及び現入会権者である）という点と、林野からの収益を個人配分せず地域の共益費に充当するという慣習を保っている点はその要素となっていることに注意すべきである。

### （3） 認可地縁団体の構成員

最後に、認可地縁団体の構成員の問題について言及して本稿を締めくくりたい。新庄町内会においては、地区内世帯を構成する個人を同町内会構成員としているが、このような扱いは、この地においては初めてである。すなわち、地域居住の個人を構成員とする旨の入会慣習や生産森林組合定款は、新庄地区においてはそれまで存在せず、各世帯の代表者のみを構成員とする措置を執っていた。上記のような新たな扱いが始まった原因は、法260条の2・2項3号が、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること」と定めているところにある。当初、私は、松江市における担当者が、地縁団体としての新庄町内会設立手続を進める地域の指導者に対して、上記法令を根拠に、かような新しい構成員要件設定を強く求めたのではないかと推測していた。しかし、実際には、市からこの点につき強力な指示があったわけではないようである。おそらく、市と地元の担当者の協議により、法260条の2・2項3号にかように定められているから世帯主だけでなく世帯員を含めた全個人を構成員としておいた方が無難だとの結論に到ったのだろう。この点、鳥木町内会においては、従前の慣習を踏襲し、世帯主のみを構成員としていることは前述の通りである。ここで、「すべての個人」を構成員要件に掲げる上記法令には、次の点で問題があることを指摘しておきたい。

前述の通り、法260条の2・2項3号は、すでに「すべての個人」のうちの「相当数の者が現に構成員となっている」という実績を市町村長による認可の要件としている。しかし、入会集団やそうでない地域集団に関する私の調査経験において、乳幼児から高齢者まですべての個人を構成員として扱う慣習を見聞したことは、一度もない。おそらく、「すべての個人は、構成員

となることができるもの」としている地域集団など、わが国においては存在しないのではない。すなわち、上記要件を厳格に適用した場合、たぶん、わが国の町内会・自治会等の地域集団のすべてが、この要件を充足しない。とすると、すべての地域集団が、地縁団体として適格性を欠くこととなる。それにもかかわらず、多くの市町村において、地縁団体としての認可が行なわれているようだが、このあたりの市町村長による審査・判断は、おそらくはあまり厳格ではないのであろう。このため、上記規定がわが国の社会慣習に合致しないという問題点をはらみながら、その実害が表面化していないものと推測される。

上記規定の文言に忠実に「すべての個人」を構成員とする新庄町内会においては、前日のように、委任状方式により、実害を抑えている。おそらくは、この町内会総会の成立要件として乳幼児から高齢者に到る全個人を参加させるという方式は、これまでのこの地区における慣習に反するであろうし、これを法が強制すれば、確実にこの地域に実害を及ぼす。そこで、各世帯において世帯員が総会に参加する世帯主に委任状を交付するという形式で、この実害を抑えているわけである。

鳥木町内会においては、これまでの入会慣習に従い、世帯主だけが総会に参加し、町内会の形式を冠する入会集団の意思決定が行なわれている。厳密な法解釈の立場から見れば、そもそもかかる規約にもとづく地縁団体の認可と、かような地縁団体の意思決定に瑕疵があるということになるのかもしれない。しかし、法社会的立場からすれば、世帯又は世帯主を構成員とする入会慣習に公序良俗違反の要素はなく、全個人による意思決定を必要とするがごとき解釈論は誤り、ということになる。

今一度、法260条の2・2項3号の文言を振り返れば、確かに、世帯単位ではなく個人単位による構成員の確定を必要としているように読める。しかしながら、解釈論としては、ここでいう個人とは法人に対応する概念であり、世帯単位で構成員要件を定めるかどうかは、各団体の自主性に任せてよいように思われる。

おそらく上記規定が設けられたことについては、立法企画者をして世帯単位による構成員確定が明治家族法における家制度を連想せしめたこと、かような構成員確定が近代個人主義思想に反するとの印象を持たしめたこと、構成員を個人とすることで憲法14条1項（平等主義）の理念を反映させたいと考えせしめた、などの理由があろう。ただそこには、近代社会思想は前近代のそれより進化したものであって前近代の全てが誤りであったと考える、ごく素朴な（というより乱暴な）社会進化論が背景として潜在しているように思われる。かような社会進化論思想が、わが国の到るところで地域の共同体的生活と生産（とりわけ林業生産）を支える入会権をもって現代では解消すべきとする誤った認識を生み出す。私には、地方自治法上の地縁団体規定が、まさに、法解釈論の限界と法社会学の任務を再認識させているように思える。

〔付記〕 この調査にご協力いただいた島根県林業課、新庄町内会及び鳥木町内会の役員の方々、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

# **The Dissolutions of Production Forestry Owners’ Association in Shimane Prefecture – As an Example the Dissolution of Two Associations**

EBUCHI Takehiko

(Faculty of Law and Literature, Shimane University)

## **[Abstract]**

After dissolution of Common Right by Communal Forests and Fields Modernization Act, there are many areas that established a production forestry owners’ association. However, many associations lead to dissolution, for they cannot get the income from forest to own. These forests tend to be registered in the name approval territorial organization, which was established in the region. This paper is a report of the dissolution cases of two production forestry associations in Shimane Prefecture.

Keywords : Common Right, Production Forestry Owners’ Association, Commissioned Territorial Groups